

平成 21 年度教育行政執行方針

平成 21 年第 1 回東神楽町議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げ、町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今日の世界経済は、百年に一度の経済危機とも云われており、日本においても大きな影響を受けるなど、雇用をはじめとする生活に密着した課題が山積する中で、様々な経済対策が打ち出されているところであります。

教育においても、21 世紀を切り開く心豊かでたくましい人材の育成に向けた教育基本法の改正や、それに伴う学校教育法をはじめとする教育三法の改正や新学習指導要領の告示など、「生きる力」を育む教育を確かなものとする理念は変わりませんが、確かな学力向上へ向け、教育各般にわたる新たな課題に適切に対応していくことが求められています。

本年度から学習指導要領の移行期間に入り、総則・道徳・算数・数学・理科が先行実施となり、小学校 5・6 年生を対象とした外国語活動を前倒して実施することにしています。

更に、全国一斉に実施された全国学力・学習状況調査の結果から、引き続き基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させる指導や、活用する力を育む指導を充実することが明らかになっています。

また、学習習慣や生活習慣などの定着に課題が見られることから、これまで以上に確かな学力や豊かな心など、子どもたちが「自立して生きる力」と「共に生きる力」を育む教育の充実が求められています。

このような中であって、新しい時代を拓く創造性と活力ある地域社会を築きあげていくために、倫理観や道徳性など、豊かな人間性と自ら学び・自ら考え・主体的に行動できる資質や能力を身に付け、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成していくことが大切です。

また、人々が生涯を通じて自ら個性や創造性を伸ばし、自己実現を図るために、豊かな家庭づくり・地域づくりを通して、潤いのある充実した生活ができるよう、いきいきとした生涯学習の実現を目指す環境づくりを進めることが求められております。

教育委員会といたしましては、このような教育課題に応えるため「まちづくりは 人づくり」との基本にたって、町民各位のご理解とご支援をいただきながら進めてまいります。そのためには、家庭・学校・地域が果たすべき責務や役割を再認識するとともに、相互の連携を図りながら、それぞれがもつ教育的機能を高め、十分発揮していくことができるよう努め、時代を育む教育・文化・スポーツの充実発展に向け引き続き努力をしてまいります。

＝ 未来を拓く力を育むまちづくり ＝
学校教育について申し上げます。

学習指導については、子どもたちを取り巻く教育改革が大きく進展するなかで、学校教育における緊要な課題は、児童生徒が学ぶ意欲を持ち続け、生き生きと学習に取り組むことのできる環境を実現することにあります。

このため、「確かな学力」を育成するには、子どもたち一人一人に基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図り、活用・探求する力を調和的に高めなければなりません。

また、幼児や児童生徒の発達段階に応じて、自ら考え判断し、主体的に行動する資質や能力を育てる教育がますます重要な課題となっています。

こうした観点から、教育課程の実施にあたっては、課題学習、発展学習、体験的・問題解決的な学習、習熟度別指導・個別指導やグループ指導、ティームティーチング(TT)など、一人一人の子どもたちの学習状況に応じた、きめ細かな指導方法、指導体制の工夫に努め、個に応じた指導を充実してまいります。とりわけ教育活動を展開するにあたっては、基礎・基本を確実に身に付けさせ、社会で生きる実践的な力を育み、夢や希望を実現出来るよう、地域の人材や自然環境、社会教育施設などの教育資源を有効に活用してまいります。また、今年度から移行期間に入る新学習指導要領の先行実施に向けての取り組みや、新たな教育課程編成の手引書の作成に着手してまいります。

「豊かな心」の育成については、学校・家庭・地域が一体となって創意工夫し、地域に開かれた特色ある教育活動を通じて善悪の判断や、生命を大切に作る心、人権を尊重する心などの規範意識や倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、美しいものや自然に感動する心などの豊かな人間性と社会性を育むため、心に響く道德教育を推進するとともに、奉仕・体験活動や本に親しむための読書活動などの充実を図ってまいります。

子どもたちの「健やかな体」の育成については、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るための基礎を培う観点から、健康・体力の向上や運動に親しむ体育授業の充実、自発性・自主性を高め運動能力の向上を図る運動部活動や少年団活動の支援に努めてまいります。

複式教育については、地域の自然・文化などの教育資源を活用し、小規模校の特性を活かした「体験学習」「集合学習」や「交流学習」を行うなど、学習活動を工夫した複式教育の充実を図るとともに、志比内地区開基百周年・志比内小学校開校百周年記念事業を支援してまいります。また、山村留学についても教育現場や地域住民の意見を十分踏まえて対応してまいります。

国際理解教育については、次代を担う児童生徒が国際的感覚や行動力を身に付け、国際社会の一員としての自国の文化に誇りを持ち、諸外国の歴史や文化の理解を深め尊重するとともに、自分の考えを表現できる基礎的語学力を身に付けられるよう、引き続き外国人英語指導助手を小中学校の英語授業や総合的な学習・外国語活動に派遣し、英語学習の充実とコミュニケーション能力の育成に努めてまいります。

情報教育については、教育用コンピュータの基礎的操作方法を習得するとともに、インターネットを利用した情報を適切に取り扱うことができる情報活用能力の育成に努めてまいります。

障がいのある児童の教育については、障がいの状態や発達段階に応じた、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援を行う「特別支援教育」を推進してまいります。

また、障がいのない児童と共に活動し、触れ合う機会を設けながら、互いの理解を深め好ましい人間関係を育てる交流教育に努めてまいります。

さらに、各小中学校に校内委員会やコーディネーターを配置し、特別支援学校や医療、福祉機関、家庭等との連携を密にしながら適

切な指導に努めてまいります。

また、国や道の特別支援教育の体制整備や動向を踏まえ、学校との緊密な連携を図りながら、児童生徒や保護者の教育的ニーズを適切に対応するとともに、調査研究や研修会を通じて、地域・保護者への意識啓発や理解促進に努めてまいります。

このため、「特別支援教育支援員」を昨年に引き続き、東神楽小学校・東聖小学校・東神楽中学校に配置し、軽度の発達障がいや学習・生活・人間関係・コミュニケーション等の面につまずきのある児童生徒に対する、授業や授業外での個別指導を通じて、より細かな支援に努めてまいります。

生徒指導については、日常的な教育活動を重視し、児童生徒のいじめや不登校・携帯電話による誹謗中傷・登下校時の不審者による声かけ事案はじめ、青少年の非行などの問題が教育上の大きな課題となっています。

いじめ問題に関しては、いつでも・どこでも起きうるという認識の下、いじめに悩む子どもたちを守るための迅速且つ的確な対応が必要であります。

学校は子どもたちにとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければなりません。子どもたち同士の好ましい人間関係と、子どもたちと教職員の信頼関係を確立し、教職員が互いの連携を深めるなかで、生き方を重視する道徳教育や進路指導など、温かい愛情のなかにも厳しさを持って社会性・自立性を育む指導の充実に努めてまいります。

また、引き続き教育相談員を配置し、いじめ・非行などの問題行動や不登校の早期発見、早期指導に努めるとともに、家庭・地域との連携を十分に図り、子どもたちが安心して自分の力が発揮できる

学校づくりに努めてまいります。

道徳教育については、生命や人権を尊重する心や、他人を思いやる心などを育てる道徳教育を充実するとともに、その大切さを訴え、家庭、地域と一体となった心の教育の推進に努めます。学校教育活動全体を通して行う道徳教育の組織的、計画的な推進を図り、指導の充実に努めてまいります。

また、「道徳の時間」の充実を図り、児童生徒一人一人に命の尊さや人間尊重の精神、自らを律する心や責任感、思いやりなど、豊かな心を育て、道徳的実践力を高める指導の一層の充実に努めてまいります。

健康安全教育については、交通安全教育の徹底を図るとともに、防災教育や体力づくりなどの運動習慣や早寝早起き朝ごはん運動を通じて、規則正しい生活習慣を促し、たくましい心身を育む保健指導や安全教育の推進に努めてまいります。

また、地域の方々や関係機関と連携を図り、児童生徒の安全確保に向けて、引続き地域ぐるみの運動を推進してまいります。

また、学校給食では衛生管理や指導を徹底するとともに、献立などの工夫を行い栄養バランスのとれた、安全で楽しい学校給食に努め、望ましい食習慣や生活習慣を養ってまいります。

幼稚園教育については、幼児期は人間形成の基礎を培う極めて大切な時期であるとの認識に立ち、幼児一人一人の発達段階に応じた指導計画の充実に努めてまいります。

このため、幼児が遊びを中心とした楽しい集団生活の中で共に育つことを基本にし、家庭との連携を十分に深めながら、人との関わ

りや、色々な体験を通して、望ましい生活習慣や態度、さらには幼児期にふさわしい道徳性のかん養を図り、健康で明るく伸び伸びと行動する子どもの育成に努めてまいります。

また、他の幼稚園や保育所、小学校との交流を通して指導方法の充実を図り、日常の実践に生かすよう努めてまいります。

教職員の研修については、学校教育の直接の担い手である教職員の人間性や生き方が、幼児、児童生徒の人間形成に与える影響は極めて大きいことから、教職員一人一人の意欲を高める研修体制の充実と研修活動の推進に努めてまいります。

このため、一人一人の教職員が社会の変化や新しい教育課題に適切に対応し、これからの学校教育を推進するための専門的な指導力の一層の向上を図る必要があります。また、教師個々には、しっかりとした教育観をもって豊かな感性や創造性を発揮できる、資質の向上に向けた校内研修をはじめ、各種の研修会・研究会への積極的な参加を奨励するとともに、地域活動への参加による人々との交流など、研修機会の充実に努めてまいります。

教育環境の整備については、平成20年度に予算措置しました、情報通信基盤整備事業として、図書館と学校を結ぶ地域公共ネットワーク整備事業、東神楽幼稚園設備改修工事、東神楽中学校身障者トイレ新設工事の他、学校図書及び教育機材・備品などの学習環境の整備充実に努めてまいります。

＝ 豊かな心と夢を創造するまちづくり ＝

次に社会教育について申し上げます

社会教育では特に、子どもたちの自然や生活に即した直接体験を重視しその「生きる力」の芽を育てる学習機会の設定や、子どもたちの健やかな成長・発達には、家庭と地域の教育力をより一層向上させていくことが重要であることから、多くの親が集まる場を活用し、子育てや家庭教育に関する学習機会の提供を促進するなど、子育て中の親を支援する仕組みづくりに取り組んでまいります。また、学校に対する過剰な期待が家庭や地域の教育力低下に拍車をかけたことを省み、地域住民のボランティアによる学習支援や体験活動スポーツなど、様々な学校活動を地域全体で支える態勢として「学校支援地域本部」事業を推進してまいります。また、そのことにより、町民自らの学んだ成果が正しく評価され地域で生かされる町民の自己実現に寄与してまいります。

生涯学習の推進にあたっては、学習歴重視の姿勢に立ち、人生の各段階における多様な要求に応えられる学習機会の確保のみならず、相談業務や情報の提供が大切な要素と言えます。従って今後とも、庁内機構の調整や関係機関・団体との連携により、人々の生涯学習を効果的かつ横断的に推進するための創意工夫に努めてまいります。さらに、市町村の区域をまたがる広域的な学習機会にも着目し、実践者や指導者でもある町民の自発的かつ持続的な学習を促進してまいります。

また、高齢化が加速する今日、その豊かな経験や知識を生かし若年世代との交流や社会参加の機会を確保しながら、家庭や地域にお

いて孤立することなく、高齢者が生き生きと輝き健康な毎日を送れるよう、高齢者大学の開設や自治会活動を通じた多様な学習機会の提供と充実に努めてまいります。

家庭や地域の教育力に関しては、核家族化、少子化や人間関係の希薄化などにより家庭・地域の教育力の低下が指摘されている中、家庭や地域が思いを一つにし、互いに連携・協力しながら教育力を高め、地域全体で子どもたちを守り育てていくことが大切です。このためにも、保護者に対し心に響く子育て情報の提供や学習機会の確保はもとより、子育ての悩みや不安解消に役立つ相談窓口などその実効性に配慮してまいります。また、自然や生活・社会体験が豊富な子どもほど道徳観や正義感などの資質や能力が備わると言われており、自主性や協調性、礼儀を重んじる豊かな心を育てる地域子ども会やスポーツ少年団等の健全育成の場を引き続き支援してまいります。

芸術文化の振興については、創作や発表など多彩な分野の活動や優れた芸術文化への関心が高まり、生活に潤いや心の豊かさを求めていく傾向が強まっています。このような今日的背景を踏まえ、芸術鑑賞会の企画をはじめ展示ホールなどを活用した発表会や作品展を催すなど、町民の創作意欲を醸成する機会の充実に努めてまいります。また、文化連盟や関係団体との連携を図り、個人はもとよりサークルやグループ主導の自主的な文化活動を支援するとともに、今年度、40周年を迎える「郷土芸能義経桜太鼓保存会」と「総合文化祭」の記念事業を支援してまいります。

図書館を通じた学習については、奉仕業務の充実という原点に立ち、利用者の要望を機敏に対応した蔵書整備はもとより貸し出し冊数の増加に努め、「読まれ、親しまれる」図書館像を摸索し、祝祭日の開館も行うなど町民本位のサービス向上に徹してまいります。また、幼児から児童生徒に至るまで読書が及ぼす影響の重要性に鑑み、学校図書室とのネットワークを構築し学校等における読書支援のため積極的な連携を図ってまいります。また、保護者への意識啓発に向け、読書奉仕サークルなどと連携した「読み聞かせの会」や関連行事等を継続的に推進していきます。さらに、乳幼児を抱える保護者を対象とするブックスタート事業を通じ、幼い頃から読書そのものを楽しむ環境づくりに配慮してまいります。

公民館活動の推進にあたっては、公民館が町民の最も身近な交流の場として、地域コミュニティの中心的役割を果たしている現実を見過ごしてはなりません。環境問題をはじめ消費生活・地域教育・健康などの様々な生活課題の解決に向けた学習や実践を重ねる中核であり、これまで地域の特性や自治機能を発揮しながら大きな成果を上げてきています。従って、公民館活動の原点は「集う」「学ぶ」「結ぶ」にあるといった変わらざる理念と、急激に変化する時代の中にも創意工夫のある試みをはじめ、公民館相互の連携事業の推奨など、地域づくりに対する持続的な支援を講じてまいります。

スポーツの振興についてであります。今日、継続して運動を実践する・しないの二極化が進んでいる中、多くの人々が健康の増進や病気の予防に関心を抱き、余暇活動としてのスポーツを通じた

コミュニケーションを志向する傾向も一層顕著になってきています。従って、だれもが心身共に健康で快適な生活を送るために気軽に等しくスポーツに取り組むことのできる環境の創出・整備が重要な課題になっております。このため今後も、各種コミュニティスポーツ大会等の開催や初歩的なスポーツ教室の開設、学校体育施設の活用、ニュースポーツの普及促進などの多面的なスポーツの振興に努めてまいります。また、体育協会やスポーツ関係機関・団体との連携を図りながら、スポーツ振興の基盤を支えていくとともに、幼児から成人まで幅広い層の人々が継続してスポーツに親しんでいる「総合型地域スポーツクラブ」の安定的な運営の支援や、各種指導者の発掘・養成に努めてまいります。

社会教育関係施設については、地区公民館をはじめ地域から要望のある施設の改修や設備の充実に努め、毎日の生活に欠かせない関連施設の安全で快適な利用が確保されるよう、適正な運営・管理に努めてまいります。

以上、「全ては子どもたちのため」との基本姿勢に立ち、平成21年度における教育行政の執行に関し基本となる考えを申し上げましたが、町民の皆様をはじめ関係各位の信頼と負託に応えられるよう、本町の教育・文化・スポーツの振興に最善を尽くす所存であります。どうか町議会議員各位の一層のご理解・協力を心からお願い申し上げます、教育行政の執行方針といたします。